

## 災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都理学療法士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における避難行動要支援者等（以下「要支援者等」という）の支援協力に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する要支援者等への支援活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、要支援者等の支援活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲から要請を受けた場合は、区内の会員所属施設から理学療法士を派遣するものとする。

4 甲は、第1項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（業務の内容）

第3条 乙が派遣する理学療法士は、福祉避難所・避難拠点・要支援者等の自宅など、甲が指定した場所において、要支援者等への支援活動を行うものとする。

2 理学療法士は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 要支援者等の生活環境や身体状況等についての調査
- (2) 要支援者等への災害時フレイルや血栓予防のための運動・セルフケアの指導
- (3) 前2号に掲げるもののほか、状況に応じ必要な支援

（指揮命令系統等）

第4条 乙が派遣する理学療法士に対する指揮命令および連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（輸送）

第5条 理学療法士の輸送は、原則として乙が行うものとする。ただし、状況により甲乙が共同して行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条第2項各号に掲げる業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、甲が定める様式により甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第7条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した理学療法士が第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、特別な理由がない限り、遅滞なく費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づく業務に従事した理学療法士が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例(昭和63年3月練馬区条例第11号)に基づき、甲が補償する。

(情報の交換)

第10条 甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(守秘義務等)

第11条 乙は、本協定に基づき実施した要支援者の支援活動において知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の履行に当たり乙から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(紛争の処理)

第12条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓練等)

第13条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、連絡会等に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙の訓練等の参加に要する経費は、原則として乙の負担とする。

(連絡体制等)

第14条 甲および乙は、第2条第1項の要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

3 乙は、平常時に災害時派遣が可能な理学療法士について名簿を整備するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 28 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号

練馬区

練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都渋谷区代々木一丁目 5 8 番 7 号  
ヴェラハイツ代々木 2 0 1 号

公益社団法人 東京都理学療法士協会

会長 森 島 健